



イモビライザが取り付けられた自動車の窃取に係る機器の所持禁止

愛知県安全なまちづくり条例の一部改正（条例第26条の2）

～平成25年7月1日施行～

愛知県内での自動車盗の認知件数は、平成20年から5年連続全国ワースト1位と多発しており、その要因として、いわゆる「イモビカッター」等が犯行に使用されていることが挙げられ、これを取り締まるため、愛知県安全なまちづくり条例の一部改正を行いました。

規制の対象物

イモビライザが取り付けられた自動車を盗むために使用する機器には、いわゆる「イモビカッター」
いわゆる「イモビライザテスター」
などと呼ばれる機器があります。



イモビカッター



イモビライザテスター

※写真は一例です。

違反となる行為

規制の対象物の「所持」が違反となります。
ただし、業務その他正当な理由で所持している場合は除きます。

「業務その他正当な理由による場合」の該当例としては、イモビライザを開発、製造する業者、イモビライザキーの紛失等に
対応する業者等です。

なお、職業が該当しても、所持の状況等の個々具体的な状況も総合的に勘案することになります。



罰則 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

